○北陸地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市下一日市字川原八九九番一から同市下一日市字公事免六八五番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十六日

○北陸地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市南田中字川原五三四番二から同市南田中字川原四八一番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十六日

○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字赤石二〇一番七地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十六日

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字河内山国有林八三林班八小班地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十六日

○北陸地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字土場山国有林八四林班ろ小班地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十六日

○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字東谷九九六番一四地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月十六日

○北陸地方整備局告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　道路の種類及び路線名

一般国道十七号	占用を制限する区域	図面縦覧場所
〃	南魚沼郡湯沢町大字三国字赤石二〇一番七地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所
〃	南魚沼郡湯沢町大字三国字東谷九九六番一四地内	〃
〃	南魚沼郡湯沢町大字三国字河内山国有林八三林班八小班地内	〃
〃	南魚沼郡湯沢町大字三国字土場山国有林八四林班ろ小班地内	〃
〃	南魚沼市下一日市字川原八九九番一から同市下一日市字公事免六八五番一まで	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年四月十七日

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号